

## 舟橋村障害者活躍推進計画

機関名	舟橋村・舟橋村教育委員会
任命権者	舟橋村長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
舟橋村・舟橋村教育委員会における障害者雇用に関する課題	舟橋村については、総職員数が30人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 職員の中には障害者が若干名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。
目標	
①採用に関する目標	○ 在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者の雇用について理解を図る。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障害者である職員の相談窓口を設定する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○ 障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく移行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○ 募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。 ・特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。
4 その他	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。